

京都大学総合研究推進本部（仮称）設置準備委員会要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 研究推進を担当する理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究倫理、研究公正及び研究規範を担当する理事</p> <p>(3) 学術研究展開センター長</p> <p>(4) 研究推進部長</p> <p>(5) 研究推進部研究推進課長</p> <p>(6) その他担当理事が指名する者 若干名</p> <p>第3 委員会に委員長を置き、<u>学術研究展開センター長</u>をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) <u>企画・調整を担当する理事</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>第3 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則（令和6年7月総長裁定）</p> <p>この要項は、令和6年7月10日から実施する。</p>